

請求の範囲

- [請求項1] レーザー散乱法により測定される平均粒子径 D (μm) が $0.1 \mu\text{m}$ 以上 $3.0 \mu\text{m}$ 以下の範囲にあるシリカーチタニア複合酸化物粉末であって、測定波長 589nm における平均屈折率が 1.47 以上であり、当該平均屈折率と同じ屈折率を有する液体中に 30 質量%のシリカーチタニア複合酸化物粒子を分散させて測定して得られる最小吸光度 S が、下記関係を満たすシリカーチタニア複合酸化物粉末。
- $$S < 0.026 - 0.008 \times D$$
- [請求項2] コールターカウンター法により測定される $5 \mu\text{m}$ 以上の粒子の割合が、個数基準で 200ppm 以下である請求項1記載のシリカーチタニア複合酸化物粉末。
- [請求項3] ケイ素のアルコキシドとチタンのアルコキシドを原料とするシリカーチタニア複合酸化物粒子の製造方法において、ケイ素のアルコキシドとチタンのアルコキシドとを混合し複合アルコキシド原料を調製する工程と、水及び窒素含有塩基触媒の存在下において、複合アルコキシド原料を反応させて粒子を生成させる工程と、生成した粒子を固液分離する工程と、粒子を乾燥させる工程と、乾燥した粒子を焼成する工程とを含み、乾燥後、焼成前の粒子に含まれる窒素の含有率が下記の範囲
- $$\text{窒素含有率 (質量\%)} < 0.19 \times \text{Ti 含有率} + 0.35$$
- (ただし、Ti 含有率は、 mol 基準での Ti と Si の合計量を 100% とした場合の、%で示した Ti の含有割合である。)
- であることを特徴とするシリカーチタニア複合酸化物粉末の製造方法。
- [請求項4] 請求項1又は2記載のシリカーチタニア複合酸化物粉末を含む樹脂組成物。
- [請求項5] 請求項1又は2記載のシリカーチタニア複合酸化物粉末が溶媒中に分散された分散液。